

大口町団体活動総合補償制度について（Q & A）

1 補償の概要について

Q1 補償対象となるのはどのような団体ですか。

A1 町内に活動拠点を置き、地域社会の活性化や円滑な運営課題解決のため住民等により自主的に構成された営利を目的としない団体です。

※対象団体の例

- ①行政区、地域自治組織などの地縁団体
- ②老人クラブ・さくらメイト・子ども会
- ③大口町 NPO 登録団体、大口町まちづくり登録団体、大口町民活動センター登録団体、大口町文化協会所属団体（ボランティア等の活動を行う場合に限り）、大口町体育協会所属団体（ボランティア等の活動を行う場合に限り）、大口町地域安全パトロール協議会登録団体、大口町社会福祉協議会ボランティア登録団体など
- ④その他各所管課が活動を認知している団体（サロン活動、草刈り活動、PTA活動など）

Q2 補償対象となるのはどのような活動ですか。

A2 上記の団体が、無報酬（費用弁償を除く。）で行う公益性のある活動です。ただし、政治や宗教、会員同士の親睦、自己の研鑽のための活動、営利を目的とする活動は対象になりません。

※活動の例

公共的な草刈等の環境美化活動、公園等の地域清掃活動、防犯等のパトロール活動、ポールウォーキング等の健康づくり活動、夏祭り、地域のサロン活動等

※営利を目的とする活動とは、活動によって得た利益や資産を構成員に分配することを指します。

Q3 事前に名簿を提出する必要がありますか。

A3 事前に提出いただく必要はありません。ただし、事故が発生した際は名簿を提出していただく必要がありますので、日頃から備えておくようにしてください。

※名簿の記載事項（必須）は「氏名」「ふりがな」「住所」です。なお、参加者等の了解が得られる場合は、「連絡先（電話番号等）」「年齢」「性別」も併せて記載してください。

Q4 今まで加入していた他の保険は必要なくなりますか。

A4 この補償制度は、団体活動を安心して行っていただくための最低限の補償内容となっています。

団体の活動の中には、懇親会など会員相互の親睦を図るための事業や危険を伴う運動、宗教活動など、この補償制度では対象とならない活動もあることから、内容をよく比較し検討をしてください。

Q5 この補償制度のほかに保険契約をしている場合でも、補償金は支払われますか。

A5 【賠償補償】

本補償制度の他に保険契約している場合は、地域協働課へお申し出ください。

【傷害補償】

他の保険に関係なく本補償制度から傷害補償金が支払われます。

Q6 制度の内容が変更されることはありますか。

A6 制度の内容は毎年更新される可能性があります。その都度、広報等でお知らせします。

2 対象となる活動・事故について

Q7 活動に参加しない観覧者が事故にあった場合は、補償の対象になりますか。

A7 【賠償補償】

活動を主催する団体の過失により観覧者などに損害を与えた場合は、賠償補償の対象になる可能性があります。

【傷害補償】

単に観覧・応援・見学をしている人、サービス・施設を使用しているだけの人、指導者又はスタッフが参加を把握していない人、乳児など自発的参加意思のない人は参加者とみなさないため、傷害補償の対象外です。

ただし、ボランティアの呼びかけにより観覧者が参加し、けがをした場合は、傷害補償の対象となる場合があります。

Q8 自宅と活動場所の行き帰りの途中の事故は補償の対象となりますか。

A8 【賠償補償】

地域や団体が主催（又は共催）する活動に参加するための通常の往復途中で起きた事故については対象となります。

【傷害補償】

指導者、スタッフ、参加者は、活動を行う場所と住居との通常経路及び方法による往復途中にけがをした場合、傷害補償の対象となります。観覧者は補償対象外です。

※往復途中に私用で寄り道した場合は対象外です。

※自動車、原動機付自転車による交通事故は対象外です。

Q9 活動中に自動車で人をはねたり物にぶつかり損害を与えてしまった場合、対象になりますか。

A9 自動車事故により与えた損害は、賠償補償の対象外です。自動車、原動機付自転車を運転しての活動中の損害賠償事故は自動車補償、自動車損害賠償責任補償等で対応していただくこととなります。

Q10 地域のサロン活動の中で、参加者の送迎を行う運転ボランティアがあります。運転ボランティアの際に、事故を起こしけがをさせた場合は補償の対象となりますか。

A10 【傷害補償】

運転者は傷害補償の対象になります。同乗者は対象外です。

【賠償補償】

賠償補償は対象外となるため、各自加入していただいている自動車保険等で対応していただくこととなります。

Q11 活動中に自動車にはねられてけがをした場合は、傷害補償の対象になりますか。

A11 保険対象となる活動であれば、傷害補償の対象となります。

Q12 祭りの来場者が会場内で転んで骨折してしまいました。傷害補償の対象になりますか。

A12 傷害補償の対象外です。祭りや講演会の来場者のような、サービスを利用しているだけの不特定多数の来場者は参加者とはみなされません。不特定多数の方が来場するイベント等を実施する場合には、別途行事保険等の加入をご検討ください。

Q13 スポーツ活動を目的にした団体が行う日頃のスポーツ活動は、補償の対象となりますか。

A13 スポーツ活動については対象外となります。ただし、子ども会が主催するドッジボール大会や老人クラブが開催するグラウンドゴルフ大会及びその練習、地域の交流を目的とした地区別ソフトボール大会などは補償の対象となります。また、スポーツを目的とする団体が地域内の清掃や地域交流に参加する場合、それらの活動については補償の対象となります。

Q14 グラウンドゴルフ協会の活動として小学校で児童にグラウンドゴルフを教えている際にけがをしてしまった場合、傷害補償の対象になりますか。

A14 小学校の児童にグラウンドゴルフを教えることは、地域の交流のひとつとしてみなされるため、傷害補償の対象となります。

この場合、児童は学校管理下の活動であれば対象外、地域の活動であれば対象となります。

※学校管理下の活動とは、学校の教師又は職員が職務として立ち会っている活動や行事（授業・部活動等）をいいます。

※幼稚園・保育園の活動や行事も補償の対象外です。

Q15 子ども会のドッジボール活動中、投げたボールが指導者の所有物にあたり、破損してしまった場合、賠償補償の対象になりますか。

A15 対象となる場合もあります。ただし、団体内の事故のため、被害者の予見可能性又は結果回避義務を生じている等により、法律上の賠償責任が発生しないと判断される場合は対象外です。

Q16 清掃活動で草刈り機を使用したところ、はねた石が他人の自動車に当たり、傷をつけてしまった場合、賠償補償の対象になりますか。

A16 活動を主催する団体の指示等に原因があり事故が起こった場合、**賠償補償の対象になります。**

Q17 託児ボランティアで、預かっている子どもがけがしてしまった場合は補償の対象になりますか。

A17 【賠償補償】

活動を主催する団体の過失により預かっている子どもにけがをさせてしまった場合は、賠償補償の対象になる可能性があります。

【傷害補償】

対象外です。 託児を受けている子どもは、単にサービスを受けているだけで団体活動の参加者とみなすことができないため対象となりません。

Q18 趣味の活動をする団体は、補償の対象となりますか。

A18 その活動が団体に所属する**メンバーだけで行う趣味の会やお楽しみ会は対象外です。** ただし、普段の活動を生かし福祉施設に慰問等を行った際にけがをしたり、物を破損してしまった場合は対象となります。

Q19 各行政区の区長さんは、町の非常勤特別職ですが、区長への傷害補償はどのような対応になりますか。

A19 区長さんは、町から依頼している区長業務については**町が加入する保険の対象となります。**

行政区が行う自主的な事業や行事でけが等をしてしまった場合、この補償制度の対象となります。

Q20 行政区が行うお祭りは補償の対象になりますか。

A20 神社・お寺・氏子総代が主催となるお祭りや行事については、神仏を祭るという目的があると考えられるため、**補償の対象外です。**

しかし、**地域の主催**で神社やお寺を会場として行うお祭り・行事については地域交流を目的とした活動とみなされるため**対象となります。**

また、お祭りに子ども会で参加するお神輿は、子ども会事業として補償対象となります。

Q21 行政区主催の夏祭りの最中、テントが倒れ、観覧者にけがをさせてしまった場合、賠償補償の対象になりますか。

A21 活動を主催する団体が防止策を怠った等の原因があり、それによって観覧者にけがをさせた場合は賠償補償の対象となります。

Q22 地域で行う側溝掃除は、傷害補償の対象になりますか。

A22 行政区の活動の一環として、計画的・継続的に行われるもので、地域の皆さんが参加し行う清掃であれば傷害補償の対象になります。

Q23 地震が起こり、行政区で避難所の炊き出しをしていた際にやけどをしてしまった場合、傷害補償の対象になりますか。

A23 被災地での給水・炊き出しボランティアなど復旧活動は対象になります。
※地震によるけが、危険度の高い救助活動などは傷害補償の対象外です。

Q24 団体等の研修旅行は補償の対象となりますか。

A24 団体活動の活動であっても、旅行内容が会員同士の親睦や自分たちのための活動だった場合、対象外です。

ただし、研修旅行全体が地域・広く町民に触接的に還元されるような公益性のある内容であると判断できる場合は、例外的に補償の対象となることがあります。事前に確認を希望される場合は旅行の行程表をご提出ください。

Q25 町から協働委託事業を受け活動しています。その委託料には、人件費は含まれておりません。この場合、活動中のけがや物を破損してしまった場合、補償の対象になりますか。

A25 その協働委託料に人件費が含まれていない場合は、対象となります。ただし、NPO 法人などで町からの人件費を含む業務を委託されており、職務としてその活動に参加している場合は、補償対象外となります。

※職務とは、賃金が発生することをいいます。労働の対価に賃金が支払われるため、補償の対象となりません。

Q26 大口町の団体が、町のPRや活性化のため、又は必要に応じて町外で活動することがあります。このような活動は補償の対象となりますか。

A26 日本国内であれば、補償の対象となります。

Q27 むち打ち、腰痛（ヘルニア含む）は、傷害補償の対象になりますか。

A27 傷害補償の対象外です。医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいう。医学的な明確な判断。）のないもの、持病により引き起こされた症状（又はその可能性が高い場合）などは対象外です。

Q28 活動中に心筋梗塞や急性心不全、脳梗塞が起きた場合は傷害補償の対象になりますか。

A28 上記のような疾患や心身喪失は傷害補償の対象外です。

※傷害補償の対象となる事故として、「**急激性**（原因または結果の発生が突発的で避け得ないもの）」「**偶然性**（原因又は結果の発生を予知できないもの）」「**外来性**（原因の発生が身体に内在するものではなく、外部からの作用によるもの）」であることが条件となります。

Q29 くつずれ・しもやけ・日焼け・疲労骨折は、傷害補償の対象となりますか。

A29 「急激性」がないため傷害補償の対象外です。

Q30 活動中の熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒は、傷害補償の対象になりますか。

A30 傷害補償の対象になります。

※食中毒については法令に基づいて保健所が決定した事故を対象とします。

Q31 活動中に突然倒れました。傷害補償の対象になりますか。

A31 倒れた原因によって判断します。疾病が原因のものは傷害補償の対象外です。

外からの作用によるもの（物にぶつかった、滑ったなどの原因によって転倒した場合）は対象になる可能性があります。突然倒れた場合などには、損害保険会社の調査が入りますので、至急ご連絡をお願いします。

Q32 外傷はなかったのですが、念のため病院に行きました。特にけがはないとの診断でしたが、傷害補償の対象になりますか。

A32 傷害補償の対象外です。医師の診断によりけがはない（傷病名がつかない）と判断された場合は、対象となりません。

Q33 治療院で医師以外の人から治療を受けました。傷害対象になりますか。

A33 傷害補償の対象外です。補償の対象となる治療は、「医師又は柔道整復師による治療」を言います。それ以外の人が行った行為は、補償の対象外です。

また、医師による治療を受けず、薬局で薬を受け取るのみでは通院に該当しません。

Q34 けがを放置し、相当期間経過後に受診した場合、傷害補償の対象になりますか。

A34 原則、傷害補償の対象外です。活動後数時間又は数日経過してから症状が出た場合、活動と症状の因果関係が明らかに認められれば、対象となります。

Q35 活動中に犬にかまれてけがをしました。傷害補償の対象になりますか。

A35 動物によるけがは、傷害補償の対象になります。ただし、自身が所有する犬になどの動物によるケガや事故は傷害補償の対象外です。

Q36 活動中にスズメバチに刺されました。傷害補償の対象になりますか。

A36 **傷害補償の対象になりません。** 蜂やムカデ、毛虫等の虫刺されも対象になります。
※虫に刺された結果、後日ウイルス性の病気にかかった場合は「急性性」が認められないため補償の対象外です。

Q37 危険度の高い活動は傷害補償の対象になりますか。

A37 **傷害補償の対象外です。** 例えば、ハングライダー、スカイダイビング、ピッケル等を使用する山岳登坂、イノシシなどの有害鳥獣駆除、苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）等の毒物・劇物を使用する活動、危険度の高い活動による事故はこの補償の対象外です。

3 事故後の対応・手続きについて

Q38 事故が起こった場合「大口町団体活動総合補償制度事故報告書」（以下「事故報告書」）はいつまでに提出すればよいですか。

A38 【賠償補償】

保険会社と協議しながら手続きを進める必要があるため、事故が起こったら、**至急（休日に事故があった場合は、休日明けに）**「事故報告書」を提出してください。「事故報告書」の提出（＝損害保険会社への連絡）がないまま当事者間で修理等を進めてしまうと、補償金が支払われない場合があります。

【傷害補償】

事故発生後、速やかに提出してください。

提出が遅れたことにより、事実関係や事故当時のけがの症状確認ができない場合は補償の対象外です。

Q39 「事故報告書」はどのように入手できますか。

A39 入手方法は以下のとおりです。

- ①町ホームページ「大口町団体活動総合補償制度」からダウンロード
- ②地域協働課（役場1階）で配布
- ③町民活動センター（健康文化センター2階）で配布

Q40 「事故報告書」はどのように提出すればよいですか。

A40 提出方法は以下のとおりです。事業所管課、地域協働課又は町民活動センターに提出してください。

- ①持参（代理の方による提出も可能です。）
- ②郵送

※押印が必要な書類ですので、FAX・電子メールでの提出はできません。

Q41 「事故報告書」を提出後の動きを教えてください。

A41 提出された「事故報告書」に基づき、団体活動中の事故であると認定された場合、損害保険会社との手続きになります。

事故内容に応じて提出いただく書類が異なりますので、地域協働課にお問い合わせください。

Q42 誤った内容の請求をしてしまいました。訂正は必要でしょうか。

A42 **直ちに訂正をお願いします。**

内容次第では詐欺の疑いをかけられ刑事告発される恐れがあります。誤りを発見した場合は、直ちに訂正していただきますようお願いいたします。

Q43 賠償事故にかかる示談や話し合いは、町が行うのですか。

A43 賠償事故にかかる示談等は、団体自らしていただくことになります。